

青森県報

号外第八十六号

平成十六年
十一月十九日
(金曜日)

目 次

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明(環境政策課) ……	一
県境不法投棄産業廃棄物(A-エリア西側固形物主体)の 収集運搬業務委託に係る一般競争入札 ……	(環境再生 対策室) …… 一
県境不法投棄産業廃棄物(A-エリア東側固形物主体)の 収集運搬業務委託に係る一般競争入札 ……	" " …… 三
県境不法投棄産業廃棄物(A-エリア液状物主体)の収集 運搬業務委託に係る一般競争入札 ……	" " …… 四

公 告

産業廃棄物処理基準に適合しない処分を行った者等の不明

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十九条の八第一項第二号に規定する支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を知ることができないので、同項後段の規定により次のとおり公告する。

平成十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講ずべき支障の除去等の措置

五所川原市大字前田野目字砂田内地内及び同市同大字野脇地内に放置された産業

廃棄物である廃油と特別管理産業廃棄物である廃酸との混合物及び当該混合物により汚染された土壌等を撤去し、並びに当該混合物及び当該土壌等を撤去した場所を適正に埋め戻すこと。

二 支障の除去等の措置を講ずべき期限
平成十六年十二月十九日

三 青森県知事による代執行

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条の八第一項の規定に基づき、二の期限までに一の支障の除去等の措置を講じないときは、青森県知事が当該支障の除去等の措置を講じ、及び同条第二項の規定に基づき、当該支障の除去等の措置に要した費用を徴収する。

県境不法投棄産業廃棄物(A-エリア西側固形物主体)の収集運搬業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 県境不法投棄産業廃棄物(A-エリア西側固形物主体)の収集運搬業務

2 業務場所 三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内の産業廃棄物不法投棄現場から青森市大字戸門字山部二八番地八に所在の中間処理施設までの間

3 業務内容 県境不法投棄現場から搬出される産業廃棄物(特別管理産業廃棄物相当の汚泥で固形物主体のもの)を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の五第一項第一号の規定に基づき収集運搬する。

4 委託期間 契約締結の日から平成十七年三月三十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が該当し

ないものであること。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十四条第一項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の品目を取り扱う許可を有していること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該許可を有していること。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項に基づく許可のうち、感染性産業廃棄物、汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二・ジクロロエタン、シス・トランス・ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシソ類を含むことのみにより有害なものに限る。）の品目を取り扱う許可を有していること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該許可を有していること。

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に基づく許可を有していること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該許可を有していること。

5 共同企業体の方法による場合は、その構成員の数は五以内とし、各構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

6 共同企業体の方法による場合は、その代表者は、構成員の中で施行能力がより大きい者とする。

三 入札説明書の交付

1 期間 平成十六年十一月十九日から同月二十六日まで（休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

2 場所 青森市長島一丁目の一
青森県特別対策局環境再生対策室

3 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、1の期間内に県境再生対策室環境再生計画担当に直接申し込むこと。

四 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成十六年十一月二十九日午後一時

2 場所 青森市長島一丁目の一
青森県特別対策局会議室

五 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 単価契約につき不徴収
2 契約保証金 単価契約につき不徴収

七 契約の締結

落札決定の日から七日以内に契約を締結することとする。

八 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守すること。

十 入札書記載金額等

1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書記載金額は、産業廃棄物一トン当たりの収集運搬料金とする。

3 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

5 その他 詳細は入札説明書による。

十二 調達担当部局名及び所在地

- 1 名称 青森県特別対策局県境再生対策室
- 2 住所 青森市長島一丁目の一
電話 〇一七 七三四 九二六一

県境不法投棄産業廃棄物（A一エリア東側固形物主体）の収集運搬業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

- 1 業務名 県境不法投棄産業廃棄物（A一エリア東側固形物主体）の収集運搬業務

- 2 業務場所 三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内の産業廃棄物不法投棄現場から青森市大字戸門字山部二八番地八に所在の中間処理施設までの間

- 3 業務内容 県境不法投棄現場から搬出される産業廃棄物（特別管理産業廃棄物相当の汚泥で固形物主体のもの）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第一号の規定に基づき収集運搬する。

- 4 委託期間 契約締結の日から平成十七年三月三十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が該当しないものであること。

- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十四条第一項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の品目を取り扱う許可を有していること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該許可を有していること。

- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項に基づく許可のうち、感染性産業廃棄物、汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・二・ジクロロロエタン、シスー・二・ジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）の品目を取り扱う許可を有していること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該許可を有していること。

- 4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条に基づく許可を有していること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該許可を有していること。

- 5 共同企業体の方法による場合は、その構成員の数は五以内とし、各構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

- 6 共同企業体の方法による場合は、その代表者は、構成員の中で施行能力がより大きい者とする。

- 7 県境不法投棄産業廃棄物（A一エリア西側固形物主体）の収集運搬業務に係る一般競争入札の落札者でないこと。

三 入札説明書の交付

- 1 期間 平成十六年十一月十九日から同月二十六日まで（休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

- 2 場所 青森市長島一丁目の一
青森県特別対策局県境再生対策室

- 3 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、1の期間内に県境再生対策室環境再生計画担当に直接申し込むこと。

四 入札及び開札の日時及び場所

- 1 日時 平成十六年十一月二十九日午後二時
- 2 場所 青森市長島一丁目の一
青森県特別対策局会議室

五 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

六 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 単価契約につき不徴収
- 2 契約保証金 単価契約につき不徴収

七 契約の締結

落札決定の日から七日以内に契約を締結することとする。

八 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守すること。

十 入札書記載金額等

1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書記載金額は、産業廃棄物一トン当たりの収集運搬料金とする。

3 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

5 その他 詳細は入札説明書による。

十二 調達担当部局名及び所在地

1 名称 青森県特別対策局県境再生対策室

2 住所 青森市長島一丁目の一

電話 〇一七 七三四 九二六一

県境不法投棄産業廃棄物（A一エリア液状物主体）の収集運搬業務委託に係る

一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 県境不法投棄産業廃棄物（A一エリア液状物主体）の収集運搬業務

2 業務場所 三戸郡田子町大字茂市字川倉ノ上地内の産業廃棄物不法投棄現場から青森市大字戸門字山部二八番地八に所在の中間処理施設までの間

3 業務内容 県境不法投棄現場から搬出される産業廃棄物（特別管理産業廃棄物相当の汚泥で液状物主体のもの）を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第一号の規定に基づき収集運搬する。

4 委託期間 契約締結の日から平成十七年三月三十一日まで

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しないものであること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が該当しないものであること。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項に基づく許可のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の品目を取り扱う許可を有していること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該許可を有していること。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項に基づく許可のうち、感染性産業廃棄物、汚泥（鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、一・一二ジクロロエタン、シス・トランスジクロロエチレン、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）の品目を取り扱う許可を有していること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該許可を有していること。

4 貨物自動車運送事業法（平成元法律第八十三号）第三条に基づく許可を有していること。ただし、共同企業体の方法による場合は、各構成員が当該許可を有していること。

5 共同企業体の方法による場合は、その構成員の数は五以内とし、各構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

6 共同企業体の方法による場合は、その代表者は、構成員の中で施行能力がより大きい者とする。

三 入札説明書の交付

1 期間 平成十六年十一月十九日から同月二十六日まで（休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

2 場所 青森市長島一丁目の一

青森県特別対策局環境再生対策室

3 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、1の期間内に県境再生対策室環境再生計画担当に直接申し込むこと。

四 入札及び開札の日時及び場所

1 日時 平成十六年十一月二十九日午後三時

2 場所 青森市長島一丁目の一

青森県特別対策局会議室

五 入札執行回数

原則として二回を限度とする。

六 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 単価契約につき不徴収

2 契約保証金 単価契約につき不徴収

七 契約の締結

落札決定の日から七日以内に契約を締結することとする。

八 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。

九 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を

遵守すること。

十 入札書記載金額等

1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書記載金額は、産業廃棄物一トン当たりの収集運搬料金とする。

3 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

5 その他 詳細は入札説明書による。

十二 調達担当部局名及び所在地

1 名称 青森県特別対策局県境再生対策室

2 住所 青森市長島一丁目の一

電話 〇一七 七三四 九二六一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭